

# 山林施設災害復旧等事業（公共）

【15,670百万円】

## 対策のポイント

地震や津波により現時点で被災が明らかになっている治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

### <背景 / 課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・地震で発生した津波により、海岸部の保安林における防潮堤等の施設が破壊され機能が滅失しているほか、地震による山腹崩壊や林道損壊等の被害が発生しており、次期の風浪、高潮、津波、豪雨等により再度災害が発生するおそれが高いことから、早期に復旧することが必要です。

## 政策目標

被災した山林施設等の速やかな復旧整備

### <主な内容>

1. 山林施設災害復旧事業 10,935百万円  
地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

（国費率（基本）：10/10、2/3、6.5/10、5/10）  
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等

2. 山林施設災害関連事業 4,735百万円  
施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

（国費率（基本）：10/10、2/3、5/10）  
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

お問い合わせ先：

林野庁治山課山地災害対策室 (03-3501-4756(直))  
林野庁整備課 (03-6744-2304(直))